

各 位

厚生労働省北海道労働局長  
(公印省略)

令和 6 年度「外国人労働者問題啓発月間」の実施について (広報協力依頼)

労働行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、経済社会の国際化の進展に伴い、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人は増加しております。

外国人労働者対策について、職業安定行政においては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく専門的・技術的分野の外国人の就業促進、外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職の促進に取り組み、また、労働基準行政及び雇用環境・均等行政においては、外国人労働者の適正な労働条件及び安全衛生の確保対策を推進し、さらに、人材開発行政においては、外国人技能実習生における労働関係法令の遵守を徹底しており、これらを通して、外国人雇用の基本ルールの履行確保に努めているところです。

こうした中、平成 5 年度から政府全体として例年 6 月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置づけ、同月間中に事業主等を始め広く国民一般に対して外国人労働者問題についての啓発活動を実施しております。

つきましては、本月間の実施に当たり、別紙のとおり原稿を送付いたしますので、広範な周知の必要性についてご理解の上、広報誌等に掲載いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 月間実施期間 令和 6 年 6 月 1 日 (土) ~ 令和 6 年 6 月 30 日 (日)
- 2 主 唱 厚生労働省北海道労働局  
ハローワーク (公共職業安定所)、労働基準監督署
- 3 広報誌等の提供 電子メールの場合 : 01-kourei2@mhlw.go.jp  
紙媒体の場合 : 〒060-8566 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 号  
北海道労働局職業安定部職業対策課 外国人雇用  
対策担当官あて掲載ページの写し又は掲載広報誌  
1 部の提供をお願いします。
- 5 原稿について 別紙のとおり、2 事例示いたしますので、誌面等に合わせ選択をお願いします。

職業安定部職業対策課 TEL : 011-709-2311 (内線 3683)  
労働基準部監督課 TEL : 011-709-2311 (内線 3545)



令和6年度「外国人労働者問題啓発月間」広報誌等掲載記事例

【原稿 案1】

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

国内で就労している外国人は多数おりますが、その就労状況を見ると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

- ① 就労が認められる在留資格であること
- ② 雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと
- ③ 労働保険・社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと

なお、厚生労働省では労働施策総合推進法に基づく、外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認いただき、外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いします。

また、お問合せにつきましては、お近くのハローワーク又は労働基準監督署までお願いします。

【原稿 案2】

厚生労働省からのお知らせです

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です！

外国人は「ルールを守って」適正に雇用しましょう。

- ① 雇い入れる前に、就労が認められるか在留資格を確認してください。
- ② 外国人の雇入れと離職は、必ずハローワークに届け出てください。
- ③ 労働保険・社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行ってください。

お問合せは、お近くのハローワーク又は労働基準監督署まで。

※ 適宜、管轄のハローワーク・労働基準監督署の電話番号等を加筆して構いません。